

第 24 期学術の大型研究計画に関する
マスタープラン（MP2020）の策定方針についてのアンケートのお願い

日本学術会議科学者委員会研究計画・研究資金検討分科会

日本学術会議第 1 部、第 2 部、第 3 部分野別委員会

日本学術会議会員・連携会員

第 23 期学術の大型研究計画提案者

日本学術会議協力学術研究団体代表者

研究・教育機関長及び部局長等 各位

科学者委員会研究計画・研究資金検討分科会は、第 24 期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン 2020）の策定を決定し、現在策定方針の検討等を行っています。基本的には第 23 期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（注 1）の方針を踏襲することが予想されますが、国における大型研究の厳しい環境を鑑み、マスタープランの位置づけ、作り方を検討しています。例えば、次のマスタープランを、文部科学省だけでなく、他の研究資金提供組織にも広く使ってもらえるように作成することも視野に入れております。また、課題を提案するコミュニティの負担をできるだけ軽減し、効率よく重要なものを吸い上げたいと思っています。今回、より良い方針を策定するために、又より広く研究計画や研究資金のあり方を検討するために、アンケートを実施し広くご意見、ご提案を募ります。日本学術会議研究団体、研究・教育機関におかれましては、組織（研究・教育機関においては機関長又は部局長等）として取りまとめたご意見、ご提案をいただければ幸いです。

なお、アンケートの結果は、必要な匿名処理をしたうえで日本学術会議において共有するとともに、内外のしかるべき会議で活用し、研究環境の改善に役立てたいと考えておりますのでご了承ください。

以下の設問について、ご意見、ご提案があればご記入をお願いいたします。

1) 学術の大型研究計画の対象について

マスタープラン 2020 も、マスタープラン 2017 を踏襲して、大型施設計画と大規模研究計画の二つ（注2）を対象とする予定です。**大型研究計画は、個々の学術分野のコミュニティ全体でコンセンサスを持つ重要課題で、その採択では学術上の意義・重要性・緊急性が最も重要な要件となります。**大型研究計画は既存の特別推進研究や新学術領域研究等の大型科研費規模では実施できない計画という観点から、おおよその条件として、従来通り「実施期間 5-10 年程度、及び予算総額数十億円超（上限は特に定めない）の予算規模」を設定する予定です。大型研究計画の対象と規模（例えば予算総額の下限等）については、適切でしょうか。

2) 大型研究計画の提案者について

マスタープラン2017では大型研究計画の提案者は、大型研究計画を実施していくためには研究グループや研究者個人ではなく、組織として実施に責任を持つ必要があるため、研究・教育機関□又は部局□等、学術会議会員・連携会員、学協会□等に限定しました。今回、これに加えて新たに加えることが望ましいが提案母体案があれば、ご教示ください。

3) 大型研究計画の種類

マスタープラン 2020 は、前回と同様に以下の三種類の提案を受け付けることを予定していますが、適切でしょうか。

(ア) 新規提案

(イ) マスタープラン 2017 に採用されず、今回改訂された提案

(ウ) マスタープラン 2017 に採用され、今回改訂された提案

又、マスタープラン 2017 の区分Ⅱに対応する計画（過去のマスタープランに掲載されかつ現在実施中の計画）については、一つの方式として、マスタープラン 2020 には

申請せず、別途調査し記録として公表するという方法が考えられますが、適切でしょうか。又、その場合の実施中はどのように定義するべきでしょうか（部分的にしか措置されていない課題は、どの程度部分的であれば該当する等）。

なお、マスタープラン 2017 では区分Ⅱで提案された課題は全て採択されています。

加えて、マスタープラン以前に学術会議としてその計画を何らかの形で審議し、実施された計画の学術会議としてのフォローアップという観点から、この機会に現在実施中のこれらの計画についても、同様の分類で調査、公表などを行う可能性についてはどのようにお考えになるでしょうか。

4) 融合領域について

マスタープラン 2017 では、1部、2部、3部の各部の中の分野間の融合領域、部をまたぐ（2つの部又は3つ全部）融合領域が設定されました。融合領域の提案は、申請者が融合する分野を複数指定し、評価は関連する分野の評価小委員会の評価を基に、本分科会が行いました。マスタープラン 2020 でも同様の融合領域の設定を考えています。上記設定及び評価の方法と体制についてご意見やご提案があれば記入ください。

5) 評価の視点について

マスタープラン2017では、

大型研究計画については、計画の学術的意義、科学者コミュニティの合意、計画の実施主体と妥当性、共同利用体制の充実度、社会的価値(国への理解、知的価値、経済的・産業的価値等)、大型研究計画としての適否

重点大型研究計画については、計画の学術的意義、実施主体の明確性、計画の妥当性、成熟度、共同利用体制の充実度、社会的価値(国への理解、知的価値、経済的・産業的価値等)、大型研究計画としての適否、国家としての戦略性、緊急性、予算化のための計画の準備状況

が評価の観点でした。上記以外に取り入れるべき、又は削除・改定すべき評価の観点があればご提案ください（例えば、国際連携等）。

6) 重点大型研究計画の策定について

マスタープラン 2017 までに重点大型研究計画として採択され、未だ予算化されずに実施されていない計画の扱いについてお尋ねします。

マスタープラン 2017 では、学術大型研究計画の区分 I（新規計画）の中から、25-30 件程度を速やかに実施すべき計画である重点大型研究計画に選定しました。

マスタープラン 2020 でも同様に、採択された学術大型研究計画について審査を行い、学術的重要性などの観点から速やかに推進すべき計画を重点大型研究計画として選定することを考えています。

過去に重点大型研究計画として採択されていながら、未実施の計画に対して、下記のような方式を取ることに適否についてご意見をお願いいたします。

- ・一定年限（概ね 10 年）経過した重点大型研究計画はリセットし、必要あれば新たな学術の大型研究計画として申請、審査を行い、他の課題と同様に重点大型研究計画の審査を受ける。

- ・一定年限内の重点大型研究計画で、目的等に大きな変更のない計画については下記の条件双方を満たすことを条件に、提案者が希望する場合は、原則としてヒアリングなし（但し、下記条件を満たしているかについて書類審査は行うか、又は分科会で確認する）で継続を認める。提案がない場合はリストから除外する。

（条件 1）計画の準備状況に進展が見られる。

（条件 2）当該の学術コミュニティが総意として継続を希望、了承している。

なお、マスタープラン 2014 で重点大型研究計画となった課題で、マスタープラン 2017 において提案された課題は、審査を経てほぼ全てが重点大型研究計画に認定されており、新規の重点大型研究計画は 10 課題程度でした。マスタープラン 2020 においても、新規の重点大型研究計画を 10 課題程度は採択する方向で考えています。

7) 重点大型研究計画の策定プロセスについて

重点大型研究計画の策定プロセスは、マスタープラン 2017 に準拠し、分野別委員会（一部は人文・社会科学全分野で一つ）の下の評価小委員会で評価・審査し、その後

に当分科会で評価・審査し、策定することを考えています。この方式について、ご意見をお願いいたします。なお、融合領域の評価については4)でお聞きしています。

8) 学術会議の策定するマスタープランのあり方についてお考えをお持ちであればご記述ください。

9) マスタープランで作成された大型研究計画の実現に向けた方策（文科省だけでなく他省庁への働きかけ等）についてアイデアをお持ちであればご記述ください。

10) 大型研究計画に限らず、より広く研究計画・研究資金のあり方そのものについてご意見・ご要望があればご記述ください。

11) その他のご意見等があればご自由にご記述ください。

ご協力ありがとうございました。

(注1) 提言 第23期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン2017）

2017年2月8日科学者委員会学術の大型研究計画検討分科会

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t241-1-0.pdf>

(注2) 上記提言中で「学術大型研究計画は、□期(5~10年あるいはそれ以上)の実施期間と総額数十億円を超える予算規模を有し、「日本の展望—学術からの提言2010」等を踏まえた学術のビジョンや体系に立脚した、各学術分野が必要とする大型施設計画若しくは大規模研究計画である。大型施設計画は、最先端の研究を切り開くことを目的とし、科学者コミュニティの合意の下に、大学共同利用機関等が主体となって大型施設及びそれに付随する装置や設備を建設・整備し運用する計画であり、その施設は、コミュニティの研究者によって共用される。大規模研究計画は、分野の研究者が一致して認める重要課題について、□期間にわたって多くの研究者を組織し観測や研究を推進する、あるいは大規模なデータ収集組織やデータベースを構築し、その効果的利用を推進する等、大きな規模の計画的研究の展開によって新たな知を創

研計 24-5-3

造する計画である。さらに、学術大型研究計画の中から、特に速やかに推進すべき計画を選定し、重点大型研究計画とした。」と記述されている。